

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和6年10月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400103号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400034号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成29年6月1日から平成30年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年6月から平成30年6月までの標準報酬月額については、13万4,000円から18万円とする。

平成29年6月から平成30年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月から平成30年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成29年6月1日から平成30年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年6月から平成30年6月までの標準報酬月額については、上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額の18万円から22万円とする。

平成29年6月から平成30年6月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年6月1日から平成30年7月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が給与額に見合う額よりも低く記録されているので、給与額に見合う標準報酬月額にしてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給料明細書及び金融機関の取引推移一覧表(以下、併せて「給料明細書等」という。)により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下

「本来の標準報酬月額」という。)は22万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は18万円であり、いずれもオンライン記録の標準報酬月額13万4,000円を超えていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、給料明細書等により認められる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る届出や保険料納付について、不明である旨回答しているが、日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、給料明細書等により、本来の標準報酬月額22万円は、上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額18万円を超えていることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、給料明細書等により認められる本来の標準報酬月額から、22万円とすることが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400121号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400035号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成10年10月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成10年10月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年8月1日から平成19年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、請求期間について、実際に支払われた給与額と大きく乖(かい)離する標準報酬月額が記録されている。給与明細書等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された請求期間に係る給与支給明細書、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票(以下、併せて「給与明細書等」という。)によると、請求者の請求期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額(別表の3欄)及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下「本来の標準報酬月額」という。)(別表の第4欄)は、オンライン記録の標準報酬月額(別表の2欄)を超えていることが確認でき、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(別表の5欄)は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定に基づき標準報酬月額を

改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額 of それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額については、上述の給与明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらず、記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成10年10月1日から平成19年9月1日までの期間について、給与明細書等により確認できる当該期間に係る本来の標準報酬月額（別表第4欄）は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額（別表第2欄）を超えていることが認められることから、平成10年10月から平成19年8月までの各月の標準報酬月額については別表第6欄のとおりとすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（別表第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400121号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400035号

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険法(第75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成10年8月	14万2,000円	38万円	—	14万2,000円	—
平成10年9月	14万2,000円	34万円	—	14万2,000円	—
平成10年10月から平成11年9月まで	14万2,000円	—	36万円	14万2,000円	36万円
平成11年10月から平成14年9月まで	14万2,000円	—	38万円	14万2,000円	38万円
平成14年10月から平成15年1月まで	15万円	—	36万円	15万円	36万円
平成15年2月から平成17年8月まで	15万円	—	41万円	15万円	41万円
平成17年9月から平成19年8月まで	15万円	—	44万円	15万円	44万円

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400066号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400033号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年9月21日から同年12月21日まで

A社には、昭和60年8月21日に入社し、昭和61年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するまで、一度も退職することなく勤めていた。しかし、昭和60年9月21日から同年12月21日までの期間の被保険者記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者のA社における被保険者資格の取得年月日は、昭和60年12月21日であることが確認でき、請求期間において被保険者記録は確認できない。

また、A社の元事業主からは回答が得られず、B社の事業主は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の勤務期間を明確に記憶している者はおらず、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

加えて、請求者のA社における厚生年金保険の記録は、健康保険の整理番号が27番及び28番の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「原票」という。)に収録されており、27番の原票において、i)昭和60年9月21日に被保険者資格を喪失していること、ii)昭和60年9月26日に健康保険被保険者証が返納されていること、iii)昭和60年9月27日に資格喪失に係る進達をしていること、また、28番の原票において、iv)昭和60年12月21日に被保険者資格を取得していること、v)昭和61年1月18日に資格取得に係る進達をしていることが確認でき、一連の事務処理に不自然な点は見当たらず、オンライン記録で確認できる

請求者の被保険者記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。